

## 事業経営アドバイザー派遣事業設置要綱

### (目的)

第1条 地域商業の活性化を図るため、商店街振興組合や商業者グループ、商工会、商工会議所等（以下、「商工団体等」という。）と市町村が一体となって策定する具体的な商店街等振興計画や、クラスターと連携した施設の整備、リノベーション事業等の実施においてアドバイザーを派遣し、商工団体等における事業計画や経営等に関する指導・助言を通じて、より効果的な事業となるよう支援する。

### (活動内容)

第2条 活動内容は次のとおりとする。

- (1) 市町村や商工団体等が中心となり策定する商店街等振興計画への助言
- (2) 商店街等振興計画に沿った取組の実施等に関する助言
- (3) 商工団体等が新たに実施しようとする事業に関する助言
- (4) すでに実施している事業のブラッシュアップに向けた助言
- (5) その他、目的を達するために必要な取り組み

### (アドバイザー)

第3条 知事は、目的及び活動内容に照らし合わせて、相当と認められる有識者（税理士、公認会計士、経営コンサルタント等、事業計画並びに経営計画の策定や実施、商店街等の活性化を図る事業の計画づくり等に関する知見を有する者）をアドバイザーとする。

### (守秘義務)

第4条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、アドバイザーを退いた後も同様とする。

### (報償費等)

第5条 知事は、アドバイザーに対し、報償費及び業務の遂行に伴う旅費を、予算の範囲内で支払うものとする。

### 附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 事業経営アドバイザー派遣事業運営要領

### 1 アドバイザーの派遣

経営支援課長は、商店街振興組合や商業者グループ、商工会、商工会議所等（以下、「商工団体等」という。）からの要請に基づき、事業経営アドバイザーを派遣するものとする。

### 2 依頼

商工団体等は、原則として、派遣を受けようとする10日前までに、派遣依頼書（様式1）を経営支援課長に提出する。

なお、依頼にあたっては、商工団体等と経営支援課で十分に協議を行うものとする。

### 3 アドバイザーとの調整

2の依頼に基づき、経営支援課がアドバイザーへの意向確認をはじめ、日程や活動内容、費用負担等の協議を行う。

### 4 活動内容

アドバイザーは、原則として現地に出向いて活動するものとする。

### 5 実績報告

アドバイザーの派遣を受けた商工団体等は、依頼書に基づく期間の派遣終了日から15日以内に実績報告書（様式2）を経営支援課長に提出する。

経営支援課長は、実績報告書の提出を受けたうえで、アドバイザーに報償費等を支払うものとする。

### 6 報償費等

#### (1) アドバイザー

1回あたり5万円以内とし、県の規定に基づき算定した旅費と併せて支払うものとする。

#### (2) 源泉徴収について

報償費及び旅費の合計金額から源泉徴収（10.21%：復興特別所得税を含む）するものとする。（所得税法第204条第1項該当）

### 7 その他

経営支援課が主催する研修会等にアドバイザー等を派遣する場合は、2及び5は適用しない。

### 8 施行日

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

経営支援課長 様

申請者 住所  
名称  
代表者名

事業経営アドバイザー派遣依頼書

このことについて、下記のとおり依頼します。

記

希望するアドバイザーの氏名	
アドバイザーを活用する目的及び アドバイスを受けた内容	
アドバイスを受ける対象者	
実施希望時期（日時・場所等）	
その他	

経営支援課長 様

申請者 住所  
名称  
代表者名

事業経営アドバイザー派遣実績報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

活用したアドバイザーの氏名	
アドバイスを受けた対象者	
アドバイザーが活動した日時及び場所	日時：令和 年 月 日 時～ 時 場所：
アドバイスの内容	
今後の取組み予定 (アドバイスを活かして、今後どのような活動を行うのかを記載してください)	

※その他、実績がわかる資料（写真など）があれば添付してください。